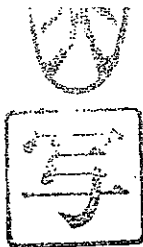


参 考 资 料

目 次

・ 介護サービス事業者の法令順守の徹底について	1
・ 「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」開催要領	3
・ 株式会社コムスン事業移行計画	5
・ 報告書（居住系サービス移行）	15
・ 報告書（在宅系サービス移行）	23



平成19年4月10日
老総発第0410001号
老振発第0410001号

各都道府県 }
各指定都市 } 介護保険担当部(局)長 殿
各中核市 }

厚生労働省老健局総務課長



振興課長

介護サービス事業者の法令遵守の徹底について

平素より、改正介護保険法の施行にあたって、多大なご尽力を賜り、御礼を申し上げます。

先般の介護保険法改正においては、指定の欠格事由・取消要件の追加、指定の更新制の導入等を行いました。また、運営基準違反や不正請求を行う介護サービス事業者の報告が後をたたず、さらには虚偽の申請により指定を受けていた悪質な介護サービス事業者の存在も報告されております。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけでなく、国民の介護保険に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

各自治体においては、介護サービス事業者の法令遵守の状況について指定時のみならず、その後も随時適切に審査や監査を実施し、その結果に基づき速やかに必要な措置を講じるよう改めてお願いします。

特に、今回、東京都が広域的に事業を行っている介護サービス事業者に対して検査を行ったところ、指定申請時から管理者やサービス提供責任者の不在等の人員基準違反があるなど悪質と思われる事例が見受けられたことを踏まえ、各都道府県においては、広域的に事業を展開する指定訪問介護事業所について虚偽の指定申請がなされていないかにつき、速やかに監査をしていただくようお願いいたします。

さらに、今年度末には多くの介護サービス事業者の指定の有効期間が満了することに伴い、介護サービス事業者が指定の更新手続等を行う機会があることを踏まえて、介護サービス事業者の指導に当たっては、別紙の点に十分に留意していただくようお願いいたします。

- ① 各介護サービス事業者に対する制度の周知
指定の更新を行う介護サービス事業者に対して介護サービス事業者の法令遵守についての説明等に取り組むこと。
- ② 集団指導の計画的な実施
各自治体における事業者連絡会及び介護サービス事業者団体等の関係団体との連携を図り、集団指導を計画的に実施すること。
- ③ 保険者等との連携強化
介護サービス事業者のサービス提供の実態の把握に当たっては、保険者（市町村）、地域包括支援センター、福祉団体、国民健康保険団体連合会等との連携を図り、情報収集に努めること。
- ④ 事業者の自己点検の実施・促進
各介護サービス事業者の自己点検等の自主的な取り組みを積極的に促進するよう関係団体に要請すること。

「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」開催要綱

1. 趣旨

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るために必要な措置等について検討するため、厚生労働省老健局長が有識者等からなる検討会を開催する。

2. 主な検討事項

- (1) 広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方
- (2) 指定事業者における法令遵守徹底のために必要な措置
- (3) 事業廃止時における利用者へのサービスの確保のために必要な措置
- (4) その他

3. 有識者会議のメンバー

法律学及び経営学の学識経験者、消費者、自治体担当者 8 名により構成。

4. 開催実績

7月19日に第1回会議を開催。

8月24日に第2回会議を開催。

※会議、議事録及び資料を原則公開とする。

介護事業運営の適正化に関する有識者会議 名簿

19. 7. 19

氏 名	現 職
※ 遠藤 久夫	学習院大学経済学部教授
<small>かひの</small> 狩野 信夫	東京都福祉保健局高齢社会対策部長
<small>かんま</small> 神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
小島 通	愛知県健康福祉部長
<small>このま あきこ</small> 木間 昭子	特定非営利活動法人 高齢社会をよくする女性の会理事
小山 秀夫	静岡県立大学経営情報学部長
櫻井 <small>はいこ</small> 敬子	学習院大学法学部教授
山本 <small>のりみつ</small> 憲光	弁護士

(五十音順・敬称略)

(※は座長)

株式会社コムスン
事業移行計画

2007年7月31日

目次

1. 事業移行についての基本方針	P.3
(1) 基本方針	P.3
(2) 一括承継方針から分割承継方針への変更について	P.3
2. 事業移行の概要	P.4～7
(1) 事業分割区分	P.4
(2) 移行先選定の基本的考え方	P.5
(3) 移行先の選定方法	P.6
(4) 移行先決定までのスケジュール（予定）	P.7
(5) その他	P.7
3. 利用者へのサービスの継続	P.8

1. 事業移行についての基本方針

(1) 基本方針

全ての利用者の意向を尊重し、確実かつ円滑にサービスが継続されること

全ての従業員の意向を尊重し、確実かつ円滑に雇用が継続されること

コムスの事業を、在宅系サービスと居住系サービスに分割して承継する

在宅系サービスについては、各自治体の意向に配慮して移行先選定を行うので、47都道府県別に分割することを原則とする

(2) 一括承継方針から分割承継方針への変更について

当初は、分割承継の場合、山間部・離島におけるサービス、深夜早朝休日におけるサービス、障害者自立支援法に基づくサービス等、難易度の高いサービスや不採算事業の承継が困難になると考え、利用者の権利保全及び従業員の雇用保全の見地から全ての事業を一括承継することを当社の基本方針としていたが、下記理由により全事業の一括承継を変更し分割承継を行わざるを得ないと判断した。

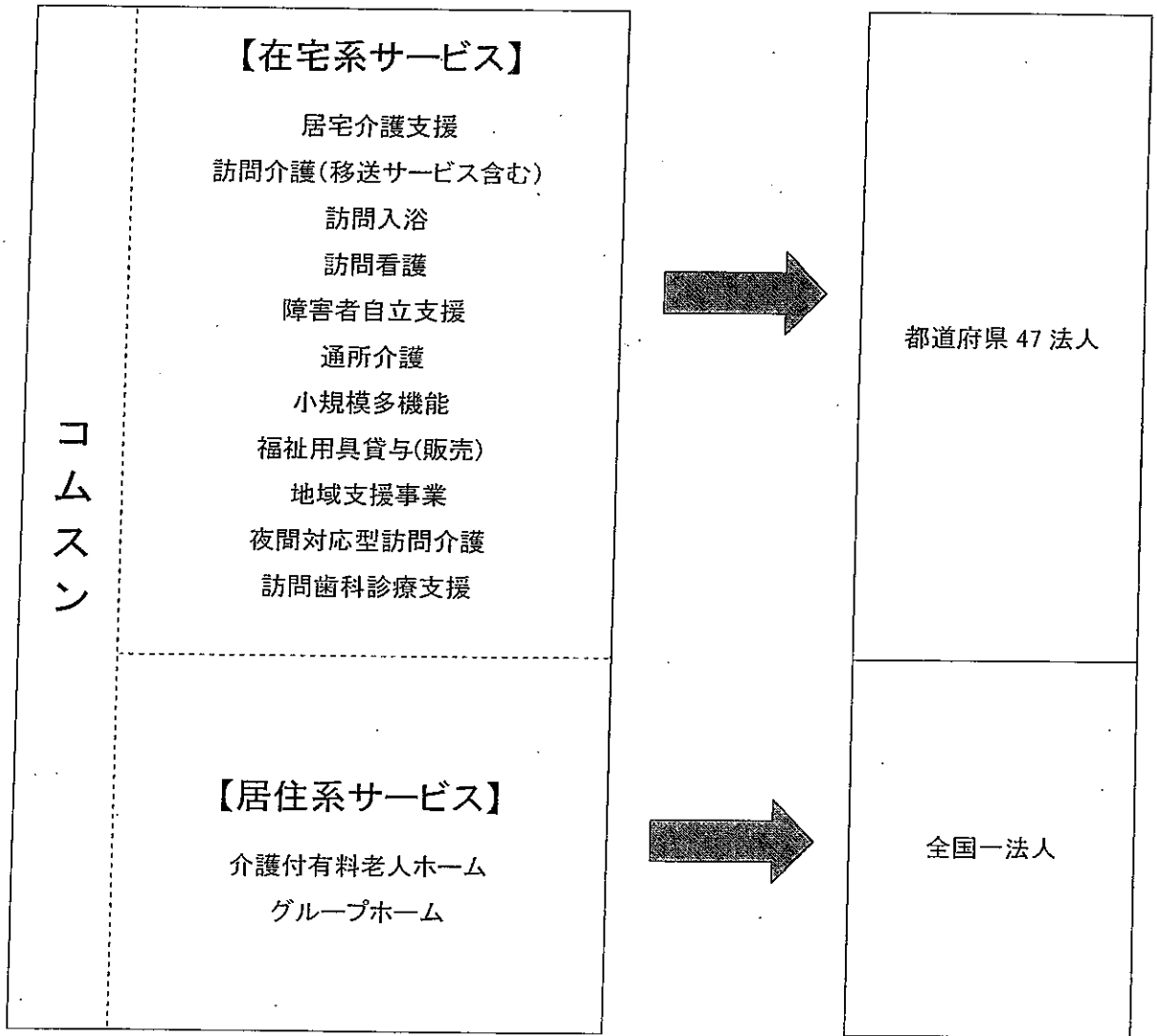
- ① 移行先事業者の候補として、多様な介護事業者の参加が望まれること
- ② 居住系サービスの利用者においては在宅事業との分割を希望される割合が高かったこと
- ③ 在宅系サービスについては、地域の特性に応じた対応が望ましいとする世論や自治体の意向に配慮したこと

ただし、分割承継においても、全てのサービス継続および雇用継続を担保するために、本移行計画において利用者の権利保全と従業員の雇用保全の条件を定めるものとする。

2. 事業移行の概要

(1) 事業分割区分

原則として、コムスの事業を在宅系サービスと居住系サービスに分割した上、在宅系サービスは都道府県別 47 区分に分割する。



なお、在宅系サービスの都道府県別 47 区分の移行先及び移行方法については各自治体の意向を反映するものとする。

(2) 移行先選定の基本的考え方

移行先選定にあたっては、「全ての利用者の意向を尊重し、確実かつ円滑にサービスが継続されること」と「全ての従業員の意向を尊重し、確実かつ円滑に雇用が継続されること」という基本方針に則り、次のような要件を満たす事業者を優先したいと考えているが、最終的な移行先選定基準については、後述の第三者委員会で策定する。

- ① 利用者へのサービスを将来にわたって安定的に提供する能力を有すること。特に在宅系サービスの移行先法人は、24時間訪問介護サービス、過疎地や離島におけるサービス、障害者自立支援事業等における既存サービスを含めて提供する能力を有すること
- ② 利用者の権利保全のために、居住系サービスの移行先法人は、利用者との契約条件を利用者に対して一切の不利益なく全て承継すること、およびそのために必要な財務信用力を有していること
- ③ 法令遵守に真摯に取り組む姿勢を有するとともに、介護事業に従事する者としての社会的責任を自覚していること
- ④ 承継対象事業にかかる全従業員の雇用について、その労働条件を含め継続すること

(3) 移行先の選定方法

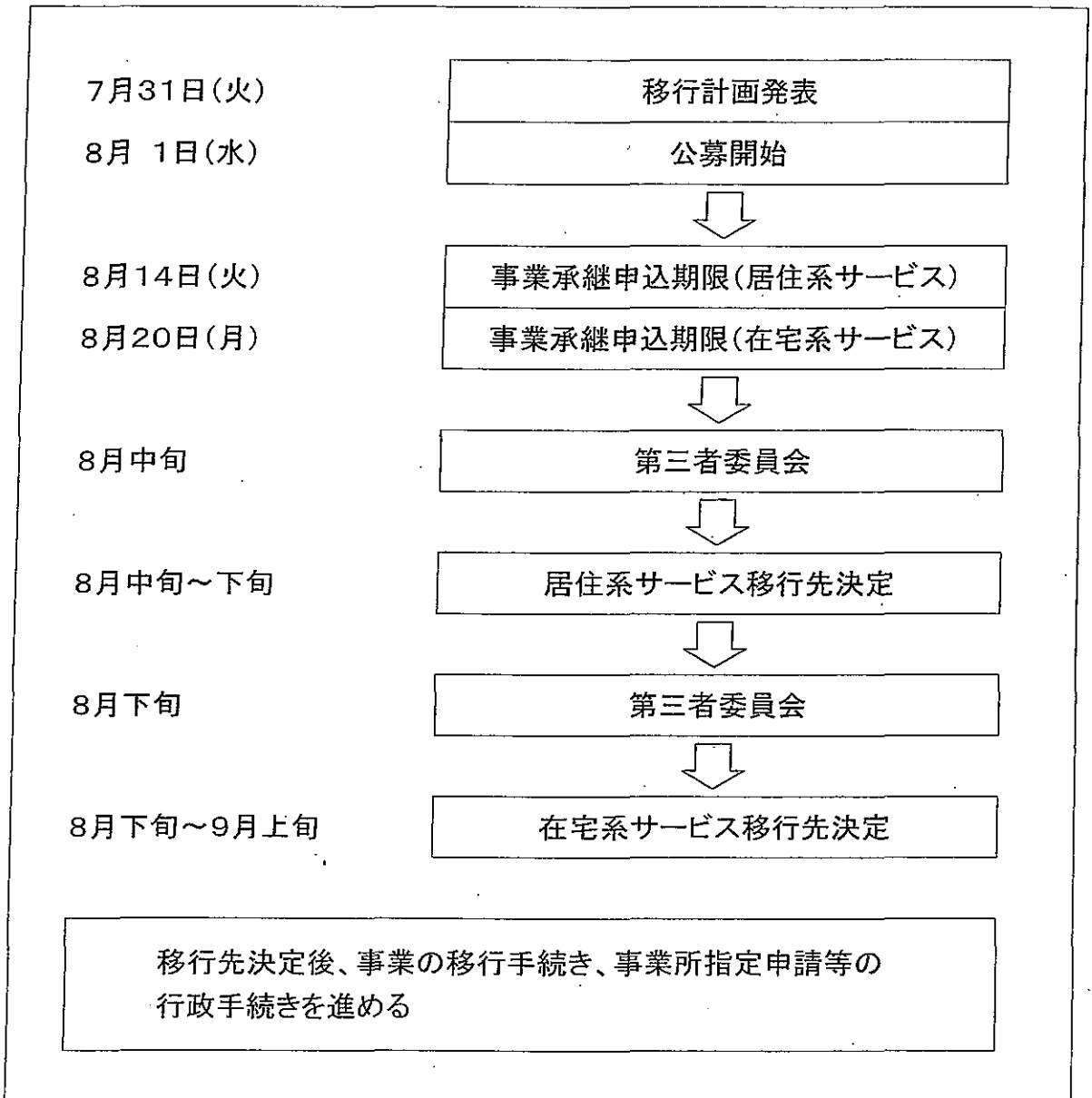
移行先選定については、第三者委員会を設置し、当該委員会が移行先候補を審査の上、コムスンに提案し、コムスンがこれを決定する。

第三者委員会は、コムスンから委嘱を受けた下記委員によって構成される。

第三者委員会

委員長	ほった つとむ	弁護士 さわやか法律事務所所長
	堀田 力 氏	
副委員長	ごうはら のぶお	弁護士 桐蔭横浜大学法科大学院教授
	郷原 信郎 氏	
委員	たなか しげる	慶應義塾大学大学院教授
	田中 滋 氏	
委員	かんざわ ちから	公認会計士 軒澤公認会計士事務所所長
	軒澤 力 氏	
委員	おおすぎ さとる	首都大学東京大学院教授
	大杉 覚 氏	

(4) 移行先決定までのスケジュール (予定)



(5) その他

本計画公表以降、重大な事情変更が生じた場合には、第三者委員会に事業移行の枠組みの見直しを委ねるものとする。

3. 利用者へのサービスの継続

事業移行にあたり、利用者のサービスが途切れることなく継続されるように、下記の点について十分に留意して事業移行を行う。

- ① 各事業移行が完了するまではコムスンがサービスを継続する
- ② 業務移行に関し、利用者に対して事前に十分な説明を行う
- ③ サービス確保に関し、自治体と十分な連携を図る

株式会社コムスン
在宅系サービス 都道府県別事業所数・利用者数

都道府県	事業所数 (平成19年7月1日現在)	利用者数 (平成19年6月末現在)
北海道	82	4,209
青森県	11	355
岩手県	11	495
宮城県	49	2,744
秋田県	10	505
山形県	19	1,037
福島県	19	582
茨城県	16	692
栃木県	17	892
群馬県	6	486
埼玉県	55	3,414
千葉県	63	3,580
東京都	115	10,410
神奈川県	39	3,591
新潟県	22	1,414
富山県	8	487
石川県	9	605
福井県	8	332
山梨県	12	466
長野県	24	1,852
岐阜県	13	511
静岡県	35	1,790
愛知県	75	3,718
三重県	8	559
滋賀県	9	583
京都府	8	941
大阪府	148	8,227
兵庫県	30	2,329
奈良県	10	439
和歌山県	8	599
鳥取県	9	356
島根県	1	16
岡山県	20	1,209
広島県	45	2,150
山口県	22	916
徳島県	16	918
香川県	13	522
愛媛県	19	752
高知県	9	468
福岡県	73	5,388
佐賀県	19	718
長崎県	16	643
熊本県	21	1,367
大分県	16	680
宮崎県	12	563
鹿児島県	5	260
沖縄県	13	636
合計	1,268	75,406

※ 介護予防サービス事業所は、上記事業所数に含まれていない。

株式会社コムスン
 居住系サービス 事業所数・利用者数

都道府県	事業所数 (平成19年7月1日現在)	利用者数 (平成19年6月末現在)
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	30	1,404
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	183	3,111

※ 介護予防サービス事業所は、上記事業所数に含まれていない。

※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム2施設は事業所数に含まれていない。

平成19年8月27日

厚生労働省 老健局長 殿

株式会社コムスン

代表取締役 樋口 公一



報 告 書

このたびは、弊社の一連の問題につきまして、多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます

さて、弊社の事業承継にあたり、以下の決定を致しましたので、下記の通りご報告させていただきます。

記

本日、弊社は、株式会社コムスン第三者委員会より、別紙のとおり答申を受けました。答申書には、承継させることが適切な事業者として株式会社ニチイ学館が選定されておりますが、これについて社内にて熟慮、検討した結果、第三者委員会のご意見を最大限尊重し、事業移行計画において区分する「居住系サービス」につきましては、株式会社ニチイ学館と事業承継についての協議に入るものと致しました。

以上

平成 19 年 8 月 27 日

株式会社コムスン 御中

株式会社コムスン第三者委員会

答 申 書

御社の事業のうち居住系サービスについては、次の事業者に対して承継することが適切と審査しましたので、下記に答申します。

記

1 承継対象事業

介護型有料老人ホーム(コムスンホーム、コムスンのきらめき)及びグループホーム

2 承継事業者

株式会社ニチイ学館

3 上記事業者を選定した理由

別紙 1 「選定の理由」のとおり

4 承継先法人に付す条件

事業承継した法人が、今後より高いレベルを保持して事業運営できるよう、別紙 2 「承継先法人に付す条件」に記載する事項の遵守を条件とする。

選定の理由

コムスン第三者委員会では、承継先の事業者の選定に際して、審査基準を総合的に斟酌し審査した結果、次のような事由から、株式会社ニチイ学館を承継先として選定した。

- 1 株式会社ニチイ学館は、概ね全ての都道府県において介護事業を実施しており、全国に分布する各承継対象事業所を安定して運営していくために必要な管理能力が他社に比べて高いと認められること。
- 2 株式会社ニチイ学館の従業員数等の状況からみて、事業承継時において欠員が生じた場合であっても、迅速に必要な人員を補充し、サービスを継続できる能力が他社に比べて高いと認められること。
- 3 株式会社ニチイ学館から、利用者に対して、現行のサービスの質を落とすことなく、継続的なサービスを安定的に確保するための取り組みとして次のような独自提案があったこと。
 - ① 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業の指定人員基準に必要な管理者研修の受講者についても、十分確保できており、事業承継後はもちろん、事業承継前においても、必要な状況であればこの人材を活用してサービスの継続を図ること。
 - ② 事業承継後、何らかの事情により、事業所の新規指定が遅れる場合であっても、指定を受けるまでの期間については、自社で責任を持ってサービス提供を継続できるよう、約半年間の資金調達が可能であること。

- 4 株式会社ニチイ学館は、承継する事業を継続的に運営するために必要な財務基盤が他社に比べて良好と認められること。
- 5 株式会社ニチイ学館は、事業承継に際して、従業員の雇用確保と雇用条件の維持を認めていること。

なお、法令遵守については、最終選考に残った各法人に特段の差は認められなかった。また、同様に介護事業の質の確保及びその継続という観点から、過去に指定取消に相当する重大な行政処分はいずれも受けていなかった。

以上

承継先法人に付す条件

1 利用者の権利保全について

- (1) 利用者の尊厳と自立を最大限尊重し、介護事業の公益性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、承継対象となる全事業を継続して運営すること。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (3) 承継対象となる全事業に関わる全ての利用者との契約条件を、当該利用者に対して一切の不利益なく継続し、確実かつ円滑にサービスを継続すること。
- (4) 承継対象となる事業の事業主体として責任をもって運営し、みだりに他に譲渡・委託等をしてはならないこと。

2 従業員の雇用保全措置等について

- (1) 承継対象となる事業に従事する全ての従業員にとって不利益なく、確実かつ円滑に雇用を継続すること。
- (2) 承継対象となる事業に係る従業員が加盟しているUIゼンセン同盟日本介護クラブトユニオンによる活動を妨げないこと。
- (3) 多様な勤務・就労形態の導入、公正な人事処遇制度の構築、適切な職場環境の保持など、従業員の安全で働きやすい環境を確保すること。

3 法令遵守・コンプライアンスについて

- (1) 法令遵守体制を確立すること。
- (2) 企業の行動規範、コンプライアンスに関するマニュアルを策定・整備し、従業員に対する定期的な説明会、教育・研修を徹底する等、上記体制確立のための具体的施策を実施すること。
- (3) 従業員の倫理意識、法令及び行動規範の遵守状況に関するヒアリング調査、実地点検を定期的実施すること。
- (4) 通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度又はこれに類する制度が導入され、通報者に関する秘密の保護と情報管理を徹底すること。
- (5) 承継対象となる事業を運営する法人と他の法人(グループ会社含む)との間で取締役を兼務させないこと。
- (6) 社外取締役を設置すること。
- (7) 行政監査における指摘事項および自主点検の結果による要改善事項の原因を究明し、全ての事業所において再点検を自主的に行い、その結果に基づいて再発防止措置を講じること。

- (8) 事業承継後についても、コムスは利用者に対する信義誠実を果たすため、第三者委員会に替わる第三者機関を設置し、承継先法人の承継条件遵守状況を継続的に確認するので、当該第三者機関に対する上記項目(7)についての報告を行うほか、当該第三者機関が要請する場合は、その調査に協力し、勧告や助言に従うこと。

4 責任を持った事業の承継主体であること

- (1) 当法人は介護事業の公共性、その担い手としての社会的責任を十分に認識し、利用者をはじめとする社会からの信頼を保持する体制を構築すること。
- (2) 当法人は利用者への応対に関する教育・研修制度の実施、応答マニュアルの整備、サービスマニュアル、利用者サポート体制の整備充実等、利用者からの問い合わせ等に誠実に対応する体制の整備等、上記体制構築の為の具体的施策を実施すること。

5 本件の承継対象について

- (1) 承継対象となる建物賃貸借契約における契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。
- (2) 承継対象となるリース契約・業務委託契約等の契約上の地位及び当該契約上の権利義務を全て承継すること。
- (3) 既存入居者に対する入居金返還債務をすべて免責的に引き受けること。

以上

居住系サービスの移行先法人選定経過について

本件審査にかかる選定過程は、次のとおりである。

7月31日 □事業移行計画発表

8月1日 □公募要項発表、公募参加表明書受付開始

8月7日 ○第1回第三者委員会

・居住系審査基準指針決定、資格審査通過法人決定

□居住系サービス公募参加表明書提出期限、WEBエントリー
ー87件、正式応募数52件

8月14日 □事業承継申込書提出期限

8月17日 ○第2回第三者委員会

・審査

8月27日 ○第3回第三者委員会

・審査、移行先選定

ご参考

「コムスン第三者委員会答申書」

御社の事業のうち居住系サービスについては、次の事業者に対して承継することが適切と審査しましたので、下記に答申します。

記

1. 承継対象事業
介護型有料老人ホーム（コムスンホーム、コムスンのきらめき）及びグループホーム
2. 承継事業者
株式会社ニチイ学館
3. 上記事業者を選定した理由
別紙1「選定の理由」のとおり
4. 承継先法人に付す条件
事業承継した法人が、今後より高いレベルを保持して事業運営できるよう、別紙2「承継先法人に付す条件」に記載する事項の遵守を条件とする。

(株)コムスン第三者委員会 委員名簿

委員長	ほった つとむ	弁護士 さわやか法律事務所所長
	堀田 力 氏	
副委員長	ごうはら のぶお	弁護士 桐蔭横浜大学法科大学院教授
	郷原 信郎 氏	
委員	たなか しげる	慶應義塾大学大学院教授
	田中 滋 氏	
委員	かんだわ ちから	公認会計士 軒澤公認会計士事務所所長
	軒澤 力 氏	
委員	おおすぎ さとる	首都大学東京大学院教授
	大杉 覚 氏	

平成19年9月4日

厚生労働省 老健局長 殿

株式会社コムスン

代表取締役 樋口 公一



報 告 書

このたびは、弊社の一連の問題につきまして、多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます

さて、弊社の事業承継にあたり、以下の決定を致しましたので、下記の通りご報告させていただきます。

記

本日、弊社は、株式会社コムスン第三者委員会より、別紙のとおり答申を受けました。答申書には、承継させることが適切な事業者として、都道府県ごとの法人名が選定されておりますが、これについて社内にて熟慮、検討した結果、第三者委員会のご意見を最大限尊重し、事業移行計画において区分する「在宅系サービス」につきましては、これらの法人とと事業承継についての協議に入ることと致しました。

以上

平成 19 年 9 月 4 日

株式会社コムスン 御中

株式会社コムスン第三者委員会

答 申 書

御社の事業のうち在宅系サービスについては、次の事業者に対して承継することが適切と審査しましたので、下記に答申します。

記

1 承継対象地域及び承継法人

別紙 1 「承継法人一覧【在宅系サービス】」のとおり

2 上記法人を選定した理由

別紙 2 「選定の理由【在宅系サービス】」のとおり

3 承継法人に付す条件

事業承継した法人が、今後より高いレベルを保持して事業運営できるよう、別紙 3 「承継法人に付す条件」に記載する事項の遵守を条件とする。

以上

承継法人一覧【在宅系サービス】

都道府県名	承継法人名	本社所在地
北海道	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
青森県	有限会社青森介護サービス	青森県青森市
岩手県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
宮城県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
秋田県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
山形県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
福島県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
茨城県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
栃木県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
群馬県	ケアサブライシステムズ株式会社	群馬県高崎市
埼玉県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
千葉県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
東京都	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
神奈川県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
新潟県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
富山県	社会福祉法人射水万葉会	富山県射水市
石川県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
福井県	株式会社ジャパンケアサービス	東京都豊島区
山梨県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
長野県	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区
岐阜県	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区
静岡県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
愛知県	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区
三重県	有限会社共栄	三重県四日市市
滋賀県	特定非営利活動法人市民福祉滋賀	滋賀県野洲市
京都府	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区
大阪府	日本ロングライフ株式会社	大阪府大阪市
兵庫県	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区
奈良県	財団法人信貴山病院	奈良県生駒郡
和歌山県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
鳥取県	株式会社ハピネライフケア	鳥取県米子市
島根県	サンキ・ウエルビィ株式会社	広島県広島市
岡山県	サンキ・ウエルビィ株式会社	広島県広島市
広島県	サンキ・ウエルビィ株式会社	広島県広島市
山口県	サンキ・ウエルビィ株式会社	広島県広島市
徳島県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
香川県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
愛媛県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
高知県	社会福祉法人 ふるさと自然村	高知県南国市
福岡県	麻生メディカルサービス株式会社	福岡県飯塚市
佐賀県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
長崎県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
熊本県	有限会社熊進企画	熊本県熊本市
大分県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
宮崎県	セントケア・ホールディングス株式会社	東京都中央区
鹿児島県	医療法人徳洲会	東京都千代田区
沖縄県	医療法人徳洲会	東京都千代田区

選定の理由【在宅系サービス】

コムスン第三者委員会では、承継法人の選定に際して、審査基準を総合的に参酌し審査した結果、次のような事由から、承継法人として選定した。

- 1 承継法人が審査基準所定の介護サービスの公益性を認識するとともに社会的責任を自覚し、利用者の尊厳、自立支援に最大限配慮したサービスを継続的かつ安定的に提供する能力を有していること。
- 2 承継を受ける地域でコムスンが利用者に対して提供しているサービスの全てを、承継後も提供する意思及び能力を有していること、特に、24時間訪問介護サービス、山間・僻地・離島におけるサービス、障害者自立支援法に基づくサービス等を継続して提供する意思及び能力を有していること。
- 3 介護サービスの提供に関する十分な経験を有し、介護保険制度に対して精通していると認められること。
- 4 承継を受ける地域において、コムスンが提供している介護事業を継続していくために必要な人材供給能力を有していること。
- 5 承継した介護事業を継続的に運営していくために必要な最低限の財務基盤を有していること。
- 6 介護保険法ならびに障害者自立支援法を遵守して介護保険サービスを提供するために、適切なコンプライアンスに努めており、本選定時まで介護保険法ならびに障害者自立支援法による指定の取消処分を受けた事がないこと。
- 7 事業承継後もコンプライアンスの維持・充実に努め、介護保険法を遵守した適正な

介護保険サービスの提供に努める意思を有していること。

- 8 承継する従業員全員の雇用の確保と雇用条件継続の意思を有すること。

以上